

平成 18 年 3 月 6 日

作業員の負傷について

平成 18 年 3 月 4 日午後 3 時 50 分頃、定期検査中の 6 号機原子炉建屋格納容器内で弁点検作業を実施していた協力企業作業員が、ボルトナット締め付け作業中に指を負傷したことから、業務車にて病院へ搬送しました。

確認の結果、当該作業員はボルトナットを締め付けるためにスパナの根元を手で支えておりましたが、共同作業員がハンマーでスパナをたたこうとした際、ハンマーが干渉物に接触したため、誤って当該作業員の右手指にハンマーが当たり負傷したことがわかりました。

診察の結果、「右手第 2 指末節骨骨折ならびに第 3 指打撲」と診断され、通院加療となりました。

今後、協力企業に対して本事例を周知し、注意喚起いたします。

なお、放射性物質による汚染はありません。

以 上

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、休日に発生した不適合事象を公表しているものです。